

出雲市タラソテラピー（海洋療法）施設の民間譲渡に係る 公募の実施について

「出雲市公共施設のあり方指針」において、民間譲渡の対象施設とした出雲市タラソテラピー（海洋療法）施設について、民間譲渡に係る公募を実施します。

1. 基本的な考え方

美しい海辺景観を活かし、周辺環境にも配慮しながら、本市の西の玄関口である多伎地域の振興や市全体の活性化につながる、将来にわたって持続可能な提案を求めます。

2. 公募条件等

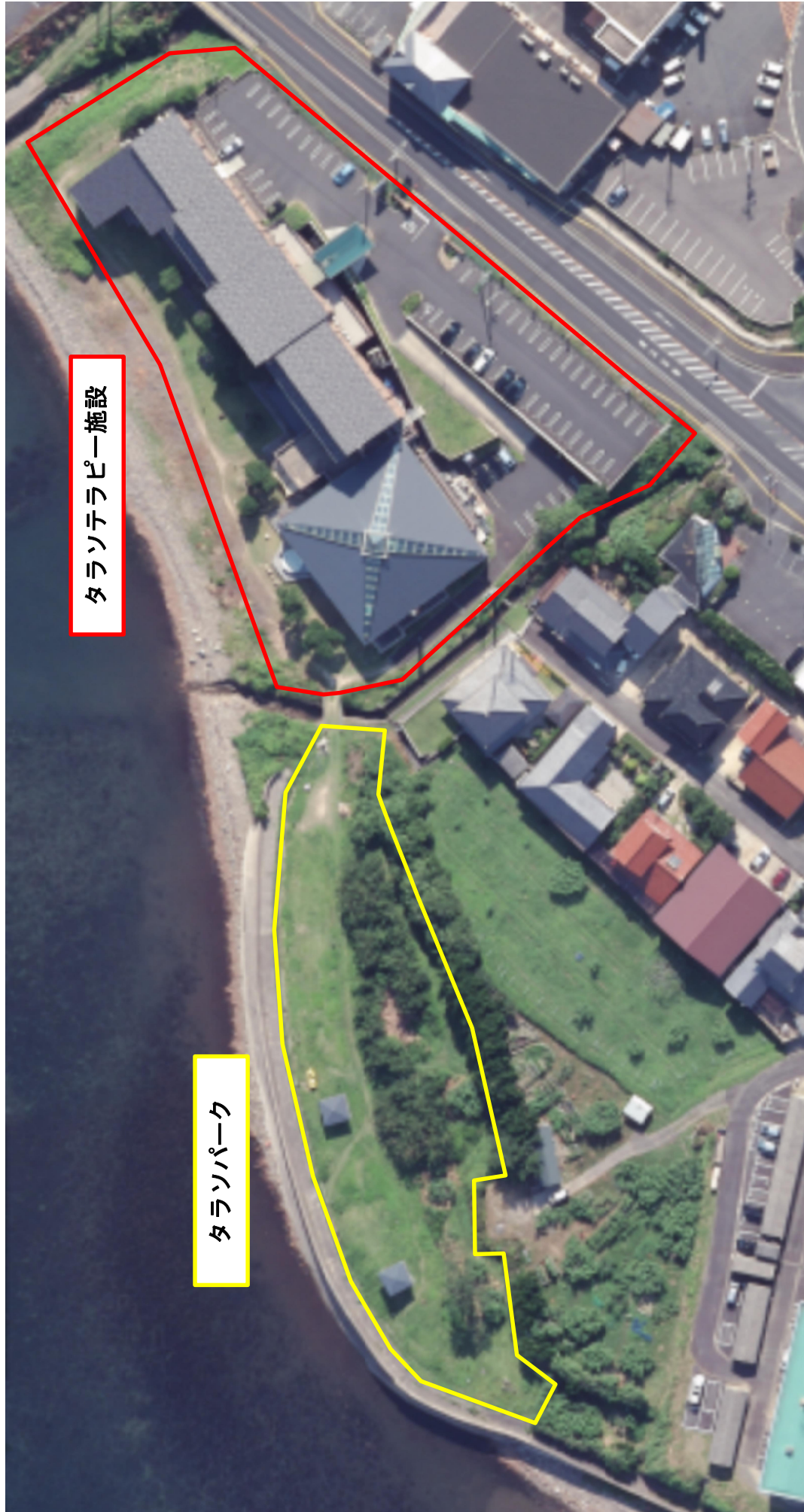
項 目	内 容
方 法	公募提案方式
対象物件	<p>○所在地 出雲市多伎町多岐 8 5 9 番地 1、8 6 4 番地 2 ほか</p> <p>○土 地 (1) タラソテラピー施設 6, 2 4 4. 8 9 m² (実測面積) (2) タラソパーク 2, 7 6 8 m² (公簿面積) (※1) (※1) 譲渡面積は、実測後に確定した面積とする。</p> <p>○建 物 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建 1棟 延床面積 3, 6 1 5. 5 9 m² 建築面積 1, 8 0 2. 8 m² (タラソテラピーエリア、多目的室、レストラン、 宿泊施設 1 6 室)</p>
譲渡価格	<p>○土 地 不動産鑑定評価額を最低予定価格とし、応募者に価格の提示を求める。</p> <p>・最低予定価格（不動産鑑定評価額） (1) タラソテラピー施設 4 9, 7 0 9, 3 2 4 円 (2) タラソパーク 3, 7 0 9, 1 2 0 円 (※2) (※2) タラソパークについては、公簿面積に 1 m² 当たり 1, 3 4 0 円を乗じて積算している。 譲渡価格は、実測面積により確定する。</p>

	○建 物 無償とする。なお、譲渡にあたっては現状引渡しとし、譲渡のための改修は行わない。
応募資格	日本国内に本社若しくは本店を有する法人又は複数の法人によって構成される共同事業体とする。
公募条件	○事業の継続 譲渡後、最低10年間は宿泊事業を継続すること。 ○資産移転の禁止 譲渡後10年間は、市の承認を得ずに第三者へ譲渡することを禁止する。
その他の条件	○タラソテラピーエリアで海洋療法を提供する場合は、事業者選定の際の評価において加点項目とする。 なお、タラソテラピーエリアは設備の老朽化により令和8年4月1日から休止している。利活用の有無に関わらず、設備は現状引渡しとする。
要望事項	(1) 希望する職員の継続雇用に努める。 (2) 宿泊事業とは別に、施設を利用し、宿泊者以外にも広く市民や観光客が利用できる事業の実施に努める。

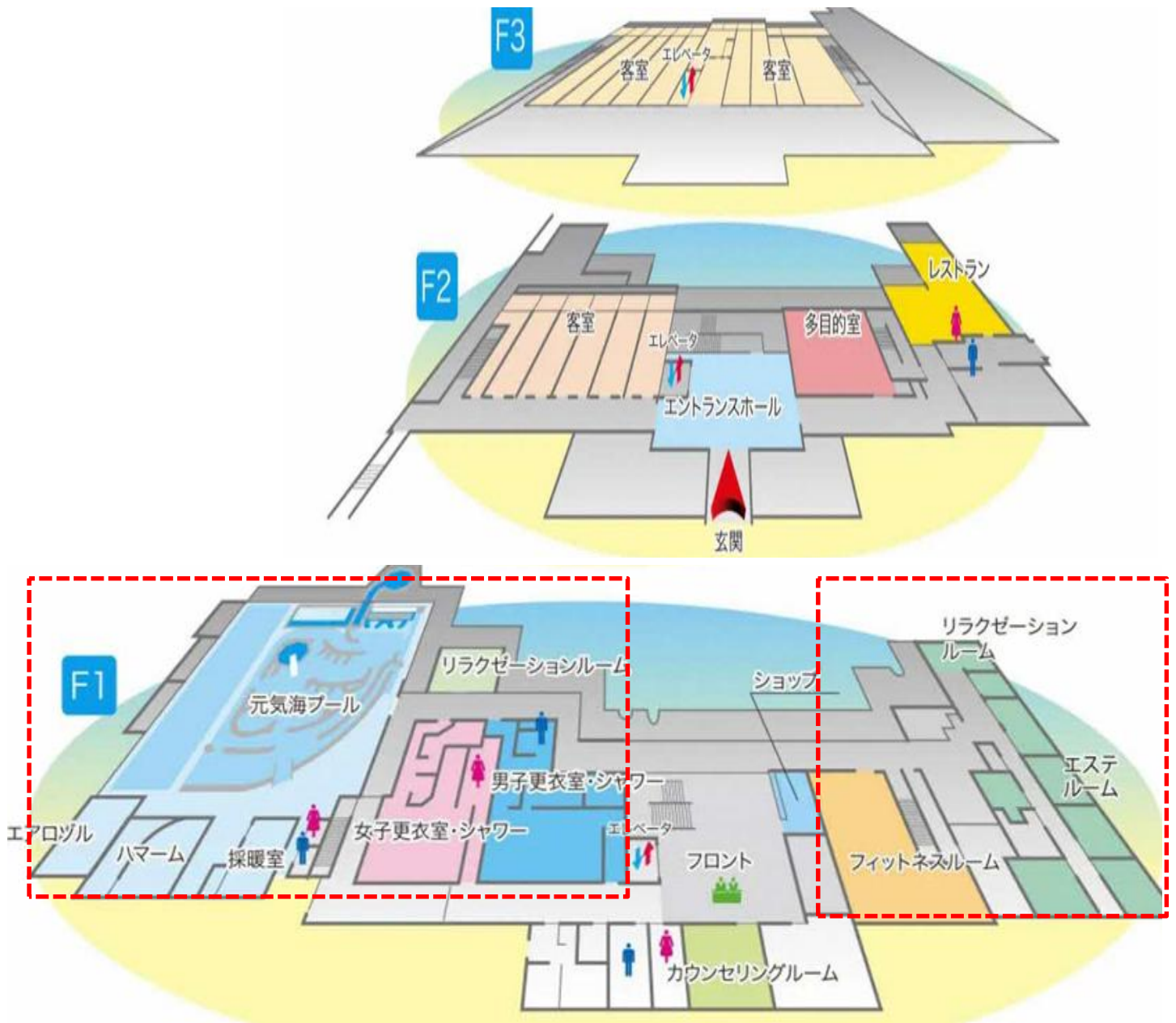
3. 今後のスケジュール（予定）

- (1) 公募実施の報告 令和8年6月議会 全員協議会
- (2) 募集期間 令和8年7月～（土日・祝日を除く60日間程度）
- (3) 候補者選定委員会 令和8年10月～11月
- (4) 優先交渉権者報告 令和8年12月議会
- (5) 地元説明・仮契約 令和9年1月～2月
- (6) 議案等提出 令和9年3月議会
（設管条例廃止、建物無償譲渡、土地譲渡等）
- (7) 譲渡時期 令和9年10月以降

4. 譲渡範囲図



5. 施設概要図



※ 休止しているタラソテラピーエリア